

都立七生養護学校「こころとからだの学習」裁判の 公正な判決を求める要請書

東京都地方裁判所民事第 24 部合議 B 係

八尾 涉 裁判長殿

澤野 芳夫 裁判官殿

長 博文 裁判官殿

都立七生養護学校の性教育「こころとからだの学習」は、障害のある子どもたちの「生きる力」を育む学習として、保護者の理解・協力を得て、学校全体でとりくまれていました。その教育は、地域の識者による学校運営連絡協議会でも高く評価され、東京都教育委員会・校長会主催の研修会でも2年続けて報告を要請されたほどでした。

ところが、2003年7月の都議会において、一都議会議員から「過激な性教育」と攻撃されたのをきっかけに、それまでの実践が都教育委員会に全面否定され、ほとんどの教材が没収され、一方的に年度途中で教育計画の変更も強いられました。産経新聞は一方的な非難記事を掲載して関係者を傷つけました。

裁判を通して、東京都教育委員会、3人の都議会議員、産経新聞社が一体となり、十分な調査をしないまま教育介入をはかり、子どもたちの実態に向き合い創造してきた教育実践を破壊した事実が明らかになりました。また、被告都議会議員、教育委員会の「学習指導要領に書いてないことを教えた」「子どもの発達段階に合っていない」との主張に対して、原告側は七生養護学校の教育が当時教育委員会発行の『性教育の手引』や文科省発行の『学校における性教育の考え方、進め方』に即していること、実際の授業の中では子ども一人ひとりの発達段階を考えすすめてきた事実を示すことで、被告の違法・不当性が明らかになりました。

判決にあたり、貴裁判所に下記について心より要請いたします。

記

- 1、東京都、東京都教育委員会、3人の都議会議員、産経新聞社による教育介入が違法・不当であることを憲法・1947年教育基本法(事件当時の法律)に照らし明らかにしてください。
- 2、東京都教育委員会による教材・授業記録ビデオの強制的持ち去りが違法・不当であることを明らかにし、学校への返還を実現してください。
- 3、原告の名誉を損なう産経新聞の記事について、謝罪記事の掲載を命じてください。

以上

氏 名	住 所

第1次集約 2008年4月末日

取り扱い()

集約先:「こころとからだの学習」裁判支援全国連絡会

〒191-0011 東京都日野市日野本町 3-14-18 谷井ビル 日野市民法律事務所 tel 042-587-3590

〒104-0031 東京都中央区京橋 2-6-13 イーストビル 児玉法律事務所 fax 03-3535-2755